

## 第3章 人権教育・啓発の推進方策

### 1 人権教育・啓発の基本的な考え方

#### (1) 人権の基本理念

人権施策基本方針は人権の基本理念について次の5つの視点から述べています。すなわち、人権の普遍性・日常性（人権はすべての人間に関わる普遍性と、身近なものであるという日常性を有する）、人権の平等性（人権はすべての人間に対して同じように保障されなければならない）、個人の尊重（人権は一人ひとりの個人の尊重に根差すものでなければならない）、多元社会と共生（多様性が承認され、県民が共生していくことが必要である）、人権の義務的性格（人権が尊重される社会づくりの最終的な責務は私たち一人ひとりにある）の5つの基本理念です。

この基本計画で「人権の大切さ」について述べる場合にも、この人権の基本理念に基づいて考えています。

その際、基本理念で示しているように、人権が「表現の自由」「財産権」等の具体的な諸権利であり、そのような自分の人権を主体的に行使することによって、私たちの日常生活が成立していること、また、人権の根底には「個人の尊重」という価値観があり、それが人権について考える出発点であること、さらに、個人がその能力を発達させ、可能性を追求することが、同時に社会全体を発展させることになるということに留意する必要があります。

また、同時に人権は、個々人の絶えまない努力によって初めて実現可能となるということや、私たちは他者の自由や権利を認め合い、相互に尊重しなければならないということについても留意する必要があります。

#### (2) 人権教育・啓発の基本的な考え方

人権教育・啓発は、(1)に述べた人権の基本理念を踏まえ、人権尊重の社会づくりの中に位置付けて推進することが必要です。

人権施策基本方針においては、人権意識高揚のための教育・啓発を、人権尊重の社会づくりのためには欠かせない基本施策と位置付け、その役割を「人権が尊重される条件づくり」としています。それは、家庭、地域、学校、職場等、日常生活のあらゆる場面で人権が確立される前提として、一人ひとりの意識の高揚と行動が必要であるからです。

一方、人権尊重の社会づくりをめぐる課題は決して固定したものではなく、これまでもそうであったように、少子高齢社会の到来、国際化や情報化の一層の進展、新しい技術の開発等の社会の変化により今後も新たに課題が生まれてくるものです。さらには、これが

らの分権社会においては、一人ひとりの県民が課題と向き合い、主役となって地域づくりに参画することが求められている状況もあります。

このため、人権教育・啓発に当たっては、それが、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つ個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境づくりであるという視点に留意します。

あわせて、日常の課題を自ら解決する力を養い、一人ひとりが主体的に地域づくりに関わる中で、人権尊重という普遍的な考え方に基づき、人権をめぐる新しい課題に取り組むという視点にも留意します。

さらに、次代を担う子どもが、権利を享受し行使する主体として、その成長過程に応じた権利を保障されることで、自らの権利についての認識を深めるとともに、権利行使に伴う責任や、他人の権利を尊重することを身につけて、生き生きと育っていける環境づくりという視点にも留意します。

## 2 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は県民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。その際、次の点に留意して施策を推進することとします。

### (1) 人権の基本理念に対する認識を深める

人権施策基本方針に掲げる 人権の普遍性・日常性、人権の平等性、個人の尊重、多元社会と共生、人権の義務的性格という5つの視点を中心に、人権の基本理念についての理解を深めるとともに、それらの視点から日常の物事を見たり考えたりできる人権感覚を育てます。

### (2) 一人ひとりが能力を発達させ、可能性を追求する

一人ひとりが持つ可能性を、社会の中で最大限に発展させることができるよう、自らの能力を信頼し、それを高め、自己実現を図る態度を育てます。それとあわせて、様々な個性や価値観が存在することを認め、尊重する態度を育てます。

### (3) 他者の身になって考え、行動できる態度を身につける

人権についての知識や人権感覚が、具体的な態度や行動につながるよう、他者の立場、特に人権侵害を受けている当事者の立場になって考え、それに基づいて自ら行動できる態度を身につけます。

### (4) 一人ひとりが自発的に学ぶ

人権教育・啓発は、県民一人ひとりの人権意識の高揚につなげる必要があります。そのためには、教育・啓発が、一人ひとりの問題意識とつながり、自主的な学習へと発展するという、個々人の自発性に基づく学習を促すことこそが必要です。このような考え方に立って、県は県民の自発的な学習のための環境づくりの一層の充実を図ります。

### 3 人権教育の推進方策

国際化、高齢化、少子化、高度情報化などの社会の変化に伴い、人権に関わる新たな課題も現れてきています。このため、生涯のあらゆる機会において主体的かつ意欲的に学ぶことがますます重要となっています。

こうしたことから、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれの場における学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を一層充実させる必要があります。とりわけ学校教育や社会教育はその重要な部分を担っています。

こうした中で、人権教育の推進に当たっては、人権の大切さや人間の尊厳など人権についての基礎的な学びの視点と、個別的な人権問題についての学びの視点の両方から取り組んでいくことが大切です。さらに、学習者と指導者が学び合いながら、ともに人権について考え取り組んでいくことや学習者自身の考えや経験が生かされるなど、人権が大切にされる学習環境になっていることも重要です。学校・家庭・地域社会等の抱える課題はより複雑化していることから、それぞれの取り組みを交流したり協働することを通し、課題を共有し、協力できる推進体制を確立し、日常的に連携することが必要となっています。

また、人権教育を推進する指導者や担当者自身が、様々な人権問題について正しい理解と認識を持つとともに、日々の生活や実践を通して、自らの人権感覚を磨くことや、指導に必要な技能や態度を身につけられる研修の充実が必要です。

#### (1) 家庭教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で重要な時期です。こうしたことから、子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるよう支援に努めます。

そこで、子育てに関する学習機会や情報の提供を図るとともに、地域社会の中で、保護者同士が子育てに関する情報交換を行える場の設置や各種相談体制の充実など、子育てを支援する体制の強化を図ります。

#### (2) 就学前教育・学校教育

幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じ取らせたり、様々な遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人のかかわりを通して、相手の思いや願いを知り、お互いを大切に思う気持ちを育てていきます。また、子育てに関わる様々な情報を発信したり、保護者への相談活動を充実したりするなど、豊かな親子関係を形成していくための子育て支援に努めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通じて、個々の児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いの違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育むことが重要です。さらに、自分の感情や考えを適切に表現し相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など人権に関わるスキル（技能）を身につけることも大切です。このため、児童生徒の実態や発達段階および地域の課題を踏まえ、系統的・発展的な学習を展開させるとともに、関係機関・団体等との適切な連携を行い、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育活動を展開していきます。

また、大学等に対しては、人権に関する講座等の充実について働きかけを行います。

学校・幼稚園・保育所の教育・保育活動において、人権教育に関する指導方法等の改善と充実を図ります。特に、幼児児童生徒の興味を引き出し、主体的な学習が展開されるよう、人とのふれあいや、生活の場をテーマとした参加体験型学習など、様々な学習方法の工夫に努めます。

人権教育についての実践的な研究を行うとともに、その成果を県内各学校・幼稚園・保育所に広めます。また、学習教材や講師情報などの情報提供をはじめ、実践のための新たな教材の作成や学習プログラムの開発に努めます。

教職員や保育士の資質の向上と指導力の強化を目指し、各種研修の充実を図るとともに、人権教育推進のための教職員リーダーの養成に努めます。

人権教育研究団体等の実践や研究の成果を生かすとともに、地域における取り組みと結びつけながら、家庭・地域と連携した取り組みを一層深めます。

### (3) 社会教育

県民一人ひとりが、各種の学習機会を通して人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に具現していくことができるよう、学習機会の充実や学習情報の提供など学習環境づくりに努めます。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識を持つのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことができるよう、内容や方法の工夫を図ります。

さらに、これまでの地域ぐるみの取り組みを生かしつつ、まちづくりの活動と関連させながら、それぞれの実情に応じた、効果ある人権教育の具体化を図っていきます。

公民館等の社会教育施設を拠点とした人権に関する各種の学習機会の提供や、地域に住む人々の相互理解の促進を図るための各種交流活動の実施を支援します。

また、人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行うとともに、インターネット等も活用して教材、指導者等の情報提供の充実に努めます。

指導者の資質の向上と指導力の強化を図るための研修プログラムを充実し、社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育関係団体の代表者等を対象に研修会を開催します。また社会教育関係団体等における人権教育への取り組みを促します。

交流活動の充実やボランティア活動の促進を図り、地域の連帯意識に支えられた、住みよいまちづくりを目指します。

人権教育に関する調査・研究や情報提供等のあり方について検討し、県民の自主的な学習活動を支援します。

## 4 人権啓発の推進方策

人権啓発については、(1)県民全般を対象とする人権啓発と、(2)企業・事業者への人権啓発という2つの視点から推進します。

### (1) 県民全般を対象とする人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、県民全般を対象とする人権啓発の具体的な方策を、啓発の内容、啓発の方法・啓発活動のための環境づくりに分けて記述します。

#### 啓発の内容

人権の基本理念に対する認識を深めることを中心に、次のように啓発活動を進めます。

人権思想の発展の歴史や「世界人権宣言」「国際人権規約」「日本国憲法」等について理解を深めます。

条約その他の国連人権関係文書の趣旨や、国連の人権保障のための様々な取り組みについて啓発します。

男女共同参画社会基本法など、人権に関わる基本理念や基本政策を示した法律の周知を図ります。

本県における人権尊重の社会づくりの法的基盤である「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」の周知を図ります。

人権の理念や、憲法等に保障されている様々な自由や権利が、私たちの日常生活や身近な問題とどのように関わっているかということについての理解を深めます。

特定の人々に対する偏見や差別、その他の人権侵害については、偏見や差別を生み出してきた背景や、問題の現状を正しく理解し、誤った考え方が改められるよう啓発します。さらに差別等を受けている当事者の立場になって考え、一人ひとりが自分の問題として行動を起こすことの大切さについて啓発します。

自尊感情や寛容の気持ちを養うことやコミュニケーション能力等の人権に関わるスキル(技能)を身につけることの大切さについて啓発します。

平和や環境の問題は、国家や世代の枠組みを超えて、将来の世代も含めた人類すべての人権の問題として考えていくことが求められています。私たち滋賀県民が身近な問題としてこれまでから取り組んできた、人と自然との共生を図る様々な取り組みは、次の世代が琵琶湖を中心とする豊かな自然環境を享受する権利を保障することにつながっています。このような人権の理念の広がりも視野に入れて啓発を進めます。

県の各分野で、相談・支援体制の充実をはじめとする人権尊重の社会づくりのための制度や施策を充実するとともに、それを県民に周知することは、県民の人権保障に直結します。そのため、これらも人権に関わる啓発のひとつであるという認識のもとに制度や施策の周知啓発を進めます。

#### 啓発の方法・啓発活動のための環境づくり

啓発内容をより効果的に伝える方法や啓発活動のための環境づくりについては次のように進めます。

##### 多様な啓発媒体の効果的な活用

すべての県民が啓発活動に触れることができるよう、講演会・シンポジウムを開催するほか、テレビ・ラジオ放送、新聞広告、広報誌、ポスター、インターネットホームページ等、多様な媒体を活用します。また、効果的な啓発手法や分かりやすい表現などについて工夫します。さらに、無関心層も含めた幅広い人の参加が期待でき、人権について考える機会を提供できる総合的なイベントを継続的に開催します。

##### マスメディアへの情報提供

県が行う人権啓発の取り組み等をマスメディアに積極的に情報提供し、広報に努めます。

##### 共感を生む教材の作成

県民が啓発に触れ、その内容に共感を持つことで、日常の何気ない言動や習慣等に素朴な疑問を持ち、人権について考え始めることができるよう、啓発教材の作成に当たっては、日常生活や身近な人間関係の中から題材や場面を選んだり、感性に訴える表現を取り入れたりするなど工夫します。

##### 自主的な学習を支援する情報の提供

地域で開かれる人権に関する研修会や県が作成した研修冊子などの情報を、県ホームページ等で提供し、一人ひとりの自主的な学習を支援します。

##### 啓発活動への県民参加の促進

県民の自主的な取り組みを促進するため、県が行う啓発活動の企画、実施の各段階に、幅広い県民の参画を求め、県と県民が一体となって啓発活動を推進します。また定期的に実施する意識調査のほかに、モニター制度やアンケートで得られるより直接的、具体的な県民の意見を参考に啓発手法や内容に検討を加えます。

## (2) 企業・事業所への人権啓発

企業は社会を構成する一員であり大きな社会的責任を負っています。特に雇用の場としての企業には、採用や雇用環境の整備の面で、人権尊重のための取り組みが求められています。このため(1)で述べた県民全般への啓発内容に特に次の点を加えて企業・事業所への啓発を行います。

- ・ 男女の均等な雇用機会や待遇の確保、管理職や役員等への女性の登用など、女性が能力を発揮するための積極的な改善措置（ポジティブ・アクション）の促進
- ・ 職場におけるセクシュアル・ハラスメントの根絶
- ・ 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備、男女の育児・介護休業の取得促進
- ・ 労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入、年次有給休暇の取得促進、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇等の制度の導入など環境整備
- ・ 60歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就労機会の確保
- ・ 障害者の雇用に関する事業主等の理解の促進と障害者法定雇用率の達成
- ・ 就職の機会均等を保障するための公正な採用選考システムの確立
- ・ 差別のない明るい職場づくりに向けての企業内同和問題研修の推進
- ・ 外国人労働者に関する雇用管理の改善、適正な労働条件および安全衛生をはじめとする適切な労働環境の整備
- ・ 事業の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理

## 5 人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりを持つ職業に従事する人は、より一層人権意識の高揚に努め、その職務に当たることが必要です。

そこで特に、そのような職業に従事する人を対象に、重点的に人権研修を行い、自己啓発を促すとともに、それぞれの職場で行われる研修が充実したものになるよう情報提供等により積極的な支援を行います。

### (1) 公務員

行政は県民一人ひとりの生活に密接に関わっています。それはすなわち業務に携わる公務員一人ひとりが県民の人権の確立に深く関わっていることを意味しています。

このため、県職員について、政策研修センターや職場における研修を充実するとともに、地域で行われる研修への積極的な参加の奨励など、職員の自己啓発を促します。また、各職場で実施される人権研修のリーダーとなる人材を育成するための研修を実施します。

さらに職員が人権についての認識や培った人権意識を、地域や家庭での具体的な実践に結びつけられよう意識啓発を行います。

### (2) 就学前教育・学校教育関係者

子ども一人ひとりの実態や発達段階に即した指導を行い、人権教育に取り組むことができるよう、自ら進んで研修に努め、人権についての理解や認識を深め、人権にかかる課題の解決に必要な技能や態度を身につける必要があります。このため、経験年数、職階や職務に応じた研修を行い、人権について幅広い理解を深めるとともに専門的な知識や技能の向上を図ります。さらに、市町村や各学校・幼稚園・保育所における自主的な研修を促進します。

### (3) 社会教育関係者

地域社会における人権教育・啓発の指導的役割を担う立場にある社会教育主事 や公民館主事 などの社会教育関係者については、人権についての理解や認識を深めるとともに、効果的な学習を展開する技能を向上させるため、研修を充実します。また、生涯学習機関として重要な役割を担う図書館や博物館などの社会教育施設の関係者の研修についても支援していきます。

(4) 医療関係者

インフォームド・コンセント の確立、安全で安心な医療の提供等患者一人ひとりの人権が尊重される医療の実現が望まれています。そのため、病院などの医療施設や、医療関係者養成所、医療従事者団体等における患者の人権についての研修等の取り組みを促進します。

(5) 福祉関係者

福祉施設等の職員や相談員などの福祉関係者は、子ども、高齢者、障害のある人々等の人権の保障に直接的な関わりを持っています。そのため、職務や経験年数等に応じて、人権研修の機会を提供するとともに、職場における取り組みを促進します。

(6) 消防職員

消防職員は、プライバシーの保護等、住民の人権を尊重して業務を行う必要があります。そのため、消防学校における研修の充実を図ります。

(7) 警察職員

警察職員は、「職務倫理の基本」に基づき、公正かつ親切な市民応接や、被疑者・被留置者・犯罪の被害者その他関係者への人権に配慮した対応など、人権を尊重した活動を徹底する必要があります。そのため、警察学校およびそれぞれの職場において、人権意識の涵養を図るための教育訓練の充実に努めます。

(8) マスメディア関係者

マスメディアは人々の価値判断や意識形成に大きな影響力を持ち、県民の人権意識の高揚にも重要な役割を担っています。一方、個人のプライバシーに配慮するなど人権尊重の視点に立った報道や取材のあり方も求められています。そのため、人権に関する情報提供を行うことなどにより、マスメディア関係者の自主的な取り組みを促します。

## 6 分野別の人権教育・啓発の視点

県では、県行政のすべてが人権に関わりがあるという認識のもとに、あらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を推進しています。また、国連10年県行動計画に基づき、県民一人ひとりが、人権の大切さを認識し、日常生活において実践に結びつけ、人権尊重の意識が着実に根づいた社会を実現することを目指して、取り組みを進めています。しかし、人権をめぐる課題は時代とともに変化しており、なお多くの課題があります。

人権意識の高揚を図るための教育・啓発は、これらの具体的な人権問題の解決につながるものでなくてはなりません。そのため、個々の人権問題について人権教育・啓発を推進することとし、以下、分野別に、現状と課題、教育・啓発の視点を掲げます。

### (1) 女性

#### 現状と課題

個人の意識や行動、社会の習慣・慣行の中には、未だに女性に対する差別や偏見、固定的な性別役割分担意識に根ざしているものがみられ、それが女性に対する不利益、不平等を生み出し、かつ女性の社会参画を大きく制約しています。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春やストーカー行為などの女性に対する身体的・性的・精神的な暴力という問題があります。

#### 教育・啓発の視点

「滋賀県男女共同参画推進条例」に掲げる、男女共同参画の基本理念に対する認識を深めます。

社会のあらゆる分野で政策・方針決定過程への女性の参画が広がるよう、企業、民間団体、地域への啓発を進めます。

社会に根強く残っている固定的な性別役割分担意識が解消されるよう意識の变革を進めます。特に、子育て、介護、家事に男女が共にその責任を果たせるよう、また、県民一人ひとりが地域や職場に残る慣習や慣行等を、自らの課題として捉え見直していけるよう努めます。

新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアにおける性や暴力にかかる不適切な表現等の排除に向けた社会的気運を高めます。

男女が互いの身体的特性や性が抱える様々な問題を十分に理解し合うとともに、社会全体での理解が深まるよう取り組みを進めます。

セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス（DV）、性暴力などの暴力行為の根絶に向けて、関係法令等を周知するとともに、暴力そのものが人権侵害であり、精神的な暴力等も含むあらゆる暴力を許さない社会意識を高めるための啓発を進めます。また、これらの暴力が、固定的な性別役割分担意識や男女の経済力の格差等に根ざした構造的な問題でもあるという認識を深めます。

幼児・小学生・中学生・高校生向けの男女共同参画社会づくり副読本などの資料の活用を図るとともに、個々の子どもの状況を踏まえながら男女共同参画の意識を高める教育を推進します。

## (2) 子ども

### 現状と課題

少子化や家族規模の縮小、家族形態の多様化、家庭の養育・教育機能の低下等、子どもを取り巻く社会環境の変化の中で、「子どもの権利条約」にうたわれている意見表明権をはじめとする種々の権利が十分に保障されているとは言い難い状況があります。

なかでも児童虐待は非常に深刻な状況にあり、また、学校におけるいじめや暴力行為、不登校の増加という問題もあります。

### 教育・啓発の視点

子どもを保護の対象としてだけ捉えるのではなく、独立した人格と尊厳性を持ち、権利を享有し、行使する主体として捉える社会意識を醸成します。

子どもが夢や希望を持ちながら成長過程に応じた豊かな子ども期を過ごしていけるよう、社会全体で支援するための意識を高めます。

「子どもの権利条約」について、教職員、保護者を含めたすべての大人の理解・認識が深められるよう意識の醸成を図ります。また、権利行使の主体者である子どもに対しても発達段階に応じた学習機会の提供に努めます。

家庭、地域、学校、福祉施設など子どもに関わるあらゆる場所で、発達段階に応じて子どもが意見を表明し、社会に参加する権利が確保されるよう努めます。

子どもの虐待防止についての県民意識を高めるとともに、児童委員・主任児童委員、医療関係者、学校や幼稚園の教職員、保育所等の児童福祉施設の職員への研修・啓発を進めます。特に児童虐待を発見した場合の通告義務について周知します。また、子どもが虐待などの暴力から自分を守るための教育プログラムを普及するなど、子どもの生きる力を引き出す機会づくりを支援します。

児童養護施設等において、「子どもの権利ノート」の作成・配布を進め、子どもたちに子どもの権利について教えます。

いじめは、重大な人権侵害であり、人間として許されない行為であるという認識のもと、子どもの自尊感情を培い、互いの異なる点を個性として認め合う人権意識を育てるとともに、いじめを生まない環境づくりに努めます。

不登校はどの子どもにも起こりうるものであるという視点に立ち、地域や保護者に対して、不登校についての理解を深めるとともに、子ども一人ひとりの心に響く取り組みを推進します。

青少年の健全な成長を阻害する環境から青少年を保護するため、健全な家庭環境づくりや社会環境の浄化に関する啓発を行います。

### (3) 高齢者

#### 現状と課題

高齢化が急速に進行しており、今後はより一層、一人ひとりが生き生きと充実した高齢期を過ごすことができる社会が求められています。しかし、単に高齢というだけで一律に社会的弱者と判断されたり、年齢制限等により働く場が十分に確保されていない状況があります。

他方で、高齢者に対する虐待（介護の放棄や拒否を含む）や、判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しています。また、施設等における身体拘束という問題もあります。

#### 教育・啓発の視点

県が目指す、誰もが生き生きと安心して豊かに暮らせる活力ある社会（＝レイカディア）の理念について普及を図ります。

高齢者が自立し、自己の経験や知識を生かして社会参画ができ、自己実現を図れるよう高齢者の人権について啓発します。

生涯を通じて健康で生きがいのあるライフスタイルが確立されるよう、高齢期を迎えるまでの早い段階から、それぞれのライフステージに応じた県民の主体的な行動を支援します。またストレス対策など心の健康づくりに関する知識の普及啓発を図ります。

高齢者に対する身体的暴力、介護の放棄、心理的虐待や、財産等に関する権利侵害を防止するための啓発を実施します。

痴呆性高齢者に対する誤った理解や偏見をなくすため、痴呆やそのケアに関する正しい知識の普及を図ります。

#### (4) 障害者

##### 現状と課題

障害のある人もない人も、より身近な地域社会でともに生活することが求められています。しかし、障害や障害のある人に対する誤解や偏見という心理的な障壁は解消されておらず、物理的、制度的な障壁も存在します。また、就労をはじめとする社会参画の場が十分に確保されていない状況があります。

さらに、虐待や判断能力の不十分な人に対する財産・金銭面等での権利侵害が発生しており、施設等における身体拘束という問題もあります。

##### 教育・啓発の視点

障害のある人もない人も真にお互いを尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーションの理念について普及を図ります。

障害や障害者に対する正しい理解と認識が一層深められるよう、体験学習や交流を進めます。

精神障害に対する誤解や偏見をなくすため、県民が精神障害に関する正しい理解を深めるよう取り組みを進めます。

物理的な障壁等が除去されて、障害者をはじめ誰もが住みよい福祉のまちづくりが実現できるよう啓発に努めます。

障害者に対する身体的暴力、介護の放棄、心理的虐待や、財産等に関する権利侵害を防止するための啓発を実施します。

#### (5) 同和問題

##### 現状と課題

昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」が施行されて以来、平成13年度(2001年度)まで30年以上にわたり、特別措置法のもとで数次にわたる継続した計画に基づき関係諸施策を推進してきた結果、生活環境の改善を中心とした物的事業については、相当の成果を収めてきましたが、教育、就労などの分野においてなお課題が残されています。また、今なお誤った考え方や差別意識が残っており、依然として差別事象等が発生している状況もあります。

また、同和問題に対する誤った意識が残っていることに乗じて、不当な利益等を求めるえせ同和行為も後を絶たない状況があります。

#### 教育・啓発の視点

これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえた取り組みを推進します。

同和問題の歴史的経過や差別の不合理性についての理解を深めます。

結婚や就職等における差別、差別落書き、差別投書等の問題を自分自身の課題として捉え、解決していく態度を養います。

地域総合センターが、地域の実情に応じた福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となるコミュニティーセンターとして、総合的な活動が行えるよう適切な助言に努めます。

幼児児童生徒に対しては発達段階や地域の実情を踏まえ、同和問題についての正しい理解・認識を培い、人権尊重の実践的態度の育成に努めます。

えせ同和行為は、同和問題に対する誤った意識を植え付け、この問題の解決の大きな障害要因となるため、その排除に向けて啓発に努めます。

### (6) 外国人

#### 現状と課題

県内に在住する外国人は南米日系人を中心に急激に増加しました。このような状況の中で、外国人に対する理解不足から差別や偏見が見受けられるとともに、言語、習慣、制度、文化等の違いから、住居、労働、福祉、医療、教育等の様々な分野で問題が生じています。また、歴史的経緯からやむを得ず在住しなければならなくなった韓国・朝鮮などの人々に対する差別や偏見も依然として残っています。

#### 教育・啓発の視点

外国人に対する正しい理解を深め、交流を通して多文化共生社会づくりを進めます。

在日韓国・朝鮮人に関わる問題については、歴史的経緯を正しく理解し、差別や偏見をなくすための取り組みを進めます。

わが国の歴史や文化・伝統を尊重し大切にするとともに、外国の文化や伝統を理解し、外国の人々と協調する態度の育成に努めます。

## (7) 患者

### 現状と課題

エイズ患者・HIV感染者や難病患者等に対して、不十分な知識や誤解から、今なお差別や偏見が存在します。また、ハンセン病療養所入所者等については、そのような差別や偏見の存在とともに、長期間にわたる療養生活や、高齢であること、後遺症を有していることなどから、社会復帰が困難な状況があります。

また、全国的に医療過誤や薬害の問題が発生している中で、すべての患者の人権を尊重した質の高い医療の実現や、患者と医療関係者の望ましい関係の構築が求められています。

### 教育・啓発の視点

エイズ患者・HIV感染者、難病患者、ハンセン病療養所入所者等に対する差別や偏見をなくすため、これらの疾病についての正しい知識の普及を図ります。

生命の尊厳を守ることや、患者の人権の尊重を基礎として、療養環境における患者のプライバシーの保護や生活環境の快適さ等の生活の質（クオリティー・オブ・ライフ）の向上を図るとともに、インフォームド・コンセントが確立されたもとで医療行為が行われるよう啓発に努めます。また患者自身が、医療の主体である自覚を高め、自律的に医療に参加できるよう啓発します。

以上のほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、ホームレス等の人権をめぐる様々な問題が存在しています。また、プライバシーの侵害、インターネットを悪用した人権侵害等の新たな問題も発生しており、これらの問題について様々な機会を通して教育・啓発を推進します。